

会 員 各 位

一般社団法人関西 ガラス外装クリーニング協会
報告者： 中山 勝行

会員 非会員 (不明)

災 害 速 報

発 生 日 時	2022年	2月	26日	(午前 午後)	10 時	25分 頃
発 生 場 所	兵庫	都 道 府 (県)	丹波	(市) 区 町 村		
被 災 程 度	死亡	1名	重傷	名	その他	
被 災 者	年齢	63歳	(男性)	女性	経験年数	未確認
作 業 内 容	(窓)ガラスクリーニング その他()					
作 業 方 法	ブランコ	ゴンドラ	乗り出し	伸縮はしご		
	移動式組立足場		その他()			

災害発生状況 他(現在確認できている情報)

(神戸新聞記事より)

丹波警察署にて、清掃会社勤務の男性が3階窓を掃除していた際、約9メートル下の地面に転落。
男性は、搬送先の病院で死亡。

現在詳細確認中につき、確認出来次第改めてご報告いたします。

労働安全衛生規則第521条

1 事業者は、高さが二メートル以上の個所で作業を行なう場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

労働安全衛生規則第518条

1 事業者は、高さが二メートル以上の個所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第519条

1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等をとりはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

【速報連絡体制】 ①協会(報告者) → ②連合会事務局・安全技術教育委員長 →
→ ③各協会事務局 → ④各協会会員

◎災害速報は災害の内容・原因等を会員に報じて情報共有し、再発の防止につなげることを目的としています